



期日前投票のお知らせ

投票日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行けない人は、「期日前投票」をすることができます。

■期日前投票場所および投票期間

〈市役所本庁舎〉7月7日(金)～22日(土)

〈各行政センター〉7月16日(日)～22日(土)

■投票時間 午前8時30分～午後8時

■持参するもの 入場券

※期日前投票の際には、入場券裏面の「宣誓書」の記入が必要です。事前に記入して持参してください

期日前投票宣誓書

- 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他の用務
- 投票所区域外への外出・旅行・滞在
- 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難
- 住所移転のため、市外に居住
- 天災(コロナ対策含む)又は悪天候

・太枠内をご記入ください。	令和5年7月 日
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日

投票の方法について

〈点字投票〉

目の不自由な人は、「点字投票」をすることができます。

点字氏名掲示、点字器具も用意してありますので、係員に申し出してください。

各投票所の係員が、本人に確認しながら代筆しますので、投票所の受付に申し出てください。



不在者投票のお知らせ

〈滞在先での投票〉

仕事などで他の市区町村に滞在し、投票所で投票できない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。この場合、相当の期間が必要になりますので、早めに手続きしてください。

県選挙管理委員会の指定



候補者は選挙公報で確認できます

選挙公報は、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎、各行政センター、公民館、図書館など施設にも備えます。また、投票日2日前まで新聞折り込みにより配布されています。選挙管理委員会へ問い合わせてください。

選挙公報は、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎、各行政センター、公民館、図書館など施設にも備えます。また、投票日2日前まで新聞折り込みにより配布



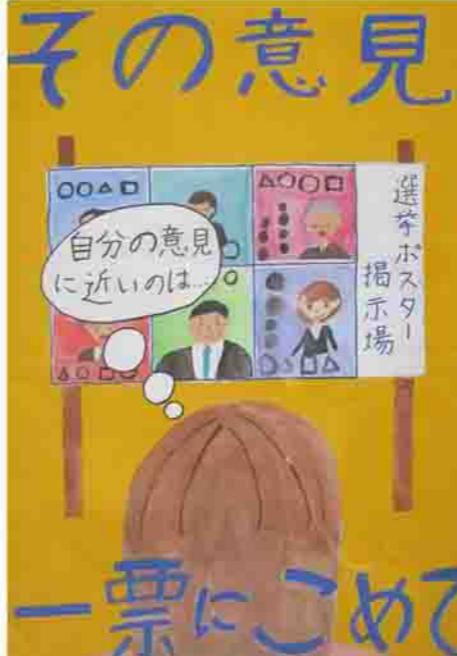
マスクについて

マスクの着用は、来場者・係員とともに、個人の判断となります。投票所における一人一人の判断を尊重しましょう。

投票開票速報

開票は、午後8時から市社会体育館で行います。市選挙管理委員会へ連絡して下さい。

※新聞を購読していない方は、市ホームページなどで投票所情報を確認して下さい。



令和4年度選挙啓発ポスターコンクール
優秀賞受賞作品(小学生の部)

投票時間 午前7時～午後6時

投票日 7月23日(日)

今後の県政の方向を決める群馬県知事選挙のお知らせ

県知事選挙の投票日は、7月23日(日)です。この選挙は、県政の方向を決める重要な選挙です。有権者の皆さんには、必ず投票しましょう。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(総務課内・回

②2112へ。

投票できる人



平成17年7月24日以前に生まれた人(満18歳以上)で、令和5年4月5日以前に本市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人です。

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、世帯に2通以上に分かれることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

ることになります。ただし、県外に転出した人は、県知事選挙の投票はできません。令和5年4月6日以降に県内他市町村から本市へ転出した人は、前の住所地で投票することになります。

令和5年4月6日以降に市から市外へ転出した人は、本市の投票所で投票す

群馬県知事選挙 投票所入場券			
住所	様		
バーコード			
第	投票区	頁	選挙人名簿 控本番号
氏名			
投票場所	※ここに各人の投票所が記載されます		
投票日	令和5年7月23日(日)	投票時間	午前7時から 午後6時まで
到着番号	点字	代理	

▲入場券のイメージ図